

## 別 記

### 1. 定 義

この別記において、「判断の基準」、「基準値 1」、「基準値 2」及び「配慮事項」の定義は、それぞれ下記のとおりとする。

「判断の基準」： 法第 6 条第 2 項第 2 号に規定する特定調達物品等であるための基準

「基準値 1」： 判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの

「基準値 2」： 判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの

「配慮事項」： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

## 2. 紙類

### (1) 品目及び判断の基準等

#### 【情報用紙】

コピー用紙	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	--

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようになるなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

4 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考5に示される  $x_1, x_2, x_3, x_4$  の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、

備考5に示される  $x_5, x_6$  の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考5の  $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5$  について示される式により算出された数値をいう。

## 5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$\begin{aligned} Y &= (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5 \\ y_1 &= x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100) \\ y_2 &= x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30) \\ y_3 &= 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30) \\ y_4 &= -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75) \\ y_5 &= -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68) \end{aligned}$$

$Y$  及び  $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$  は次の数値を表す。

$Y$ （総合評価値）： $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5$  の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

$y_1$ ：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_2$ ：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_3$ ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_4$ ：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_5$ ：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$x_1$ ：最低保証の古紙パルプ配合率（%）

$x_2$ ：森林認証材パルプ利用割合（%）

$x_2 = (\text{森林認証材パルプ}/\text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$

$x_3$ ：間伐材等パルプ利用割合（%）

$x_3 = (\text{間伐材等パルプ}/\text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$

$x_4$ ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）

$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ}/\text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$

$x_5$ ：白色度（%）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

$x_6$ ：坪量（g/m<sup>2</sup>）

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月18日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

9　紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠して行うものとする。

10　紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年2月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

フォーム用紙	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------	---

<p><b>インクジェットカラープリンター用塗工紙</b></p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</li> <li>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</li> <li>③塗工量が両面で20g/m<sup>2</sup>以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m<sup>2</sup>とする。</li> </ul> <p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</li> <li>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</li> <li>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> </ul>
-----------------------------------	--

備考) 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月18日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

## 【印刷用紙】

塗工されていない 印刷用紙	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が70以上であること。</p> <p>イ. 塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が70以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p>
塗工されている印 刷用紙	<p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

4 「総合評価値」とは備考5に示される $Y_1$ 又は $Y_2$ の値をいう。

「指標値」とは、備考5に示される $x_1, x_2, x_3, x_4$ の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考5に示される $x_5, x_6$ の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考5の $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5$ について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 10 \quad (40 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 60)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 60)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -0.5x_6 + 20 \quad (0 < x_6 \leq 10 \rightarrow x_6 = 10, 10 < x_6 \leq 20 \rightarrow x_6 = 20, 20 < x_6 \leq 30 \rightarrow x_6 = 30, x_6 > 30 \rightarrow x_6 = 40)$$

$Y_1, Y_2$ 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

$Y_1$ （塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）： $y_1, y_2, y_3, y_4$ の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

$Y_2$ （塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）： $y_1, y_2, y_3, y_5$ の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

$y_1$ ：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_2$ ：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_3$ ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_4$ ：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（「印刷」参照）に示されたAランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は5、それ以外の紙である場合は0

$y_5$ ：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$x_1$ ：最低保証の古紙パルプ配合率（%）

$x_2$ ：森林認証材パルプ利用割合（%）

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$x_3$ ：間伐材等パルプ利用割合（%）

$$x_3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$x_4$ ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（%）

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$x_5$ ：白色度（%）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

$x_6$ ：塗工量（g/m<sup>2</sup>）

塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

6 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品

仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

7 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 18 日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

8 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。

9 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

10 令和 4 年度における印刷用紙に係る判断の基準の見直しは、印刷用紙の原料となる古紙の調達に支障が生じている状況に鑑み、緊急的な措置として令和 7 年度末までの時限措置とし、令和 7 年度まで製品の市場動向等を踏まえ検討を行い、適切に見直すものとする。

なお、令和 4 年 2 月 25 日閣議決定の基本方針で適用していた、見直し前の判断の基準は以下のとおり。

判断の基準①で求める備考 5 の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。

$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$$

### 【衛生用紙】

トイレットペーパー	<p>【判断の基準】 ○古紙パルプ配合率100%であること。</p>
ティッシュペーパー	<p>【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

### (2) 古紙及び古紙パルプ配合率

各品目において判断の基準となっている古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義は、以下のとおりとする。

## 【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローカー）。</li> <li>・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。</li> <li>・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。</li> </ul>
紙製造事業者	「日本標準産業分類」（平成 21 年総務省告示第 175 号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり、小分類の「洋紙製造業（1421）」「板紙製造業（1422）」「機械すき和紙製造業（1423）」及び「手すき和紙製造業（1424）」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条の各項に定めるものをいう。

## 【古紙パルプ配合率の定義】

$$\text{古紙パルプ配合率} = \frac{\text{古紙パルプ}}{(\text{バージンパルプ} + \text{古紙パルプ})} \times 100 \text{ (%)}$$

パルプは含水率 10% の重量とする。

上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

(3) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量 (kg) に占める基準を満たす物品の重量 (kg) の割合とする。

### 3. 文具類

#### (1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>②金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>④大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。</p> <p>ア. 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。</p> <p>イ. 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。 ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。</p> <p>⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。</p> <p>④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバ</p>
-------	--

	<p>ージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>⑦製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少くなるよう配慮されていること。</p> <p>⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、大部分の材料が金属類に該当しない場合であって、個別の特定調達品目について判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。</p>
シャープペンシル	<p>【配慮事項】</p> <p>○残芯が可能な限り少ないとこと。</p>
シャープペンシル替芯	<p>〔判断の基準は容器に適用〕</p>
ボールペン	<p>【判断の基準】</p> <p>●文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。</p>
マーキングペン	<p>【配慮事項】</p> <p>○消耗品が交換又は補充できること。</p>
鉛筆	
スタンプ台	<p>【判断の基準】</p> <p>●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○インク又は液が補充できること。</p>
朱肉	<p>【判断の基準】</p> <p>●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシュ</p>

	<p>一マ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  <input type="radio"/>インク又は液が補充できること。</p>
印影セット	<p><b>【配慮事項】</b>  <input type="radio"/>液が補充できること。</p>
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	<p>〔判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕</p>
ステープラー（汎用型）	<p><b>【判断の基準】</b>  ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  <input type="radio"/>再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
ステープラー（汎用型以外）	<p><b>【配慮事項】</b>  <input type="radio"/>再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
ステープラー針リムーバー	<p><b>【配慮事項】</b>  <input type="radio"/>再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
連射式クリップ（本体）	<p><b>【判断の基準】</b>  ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
事務用修正具（テープ）	<p><b>【判断の基準】</b>  ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量</p>

	<p>の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○消耗品が交換できること。</p>
事務用修正具（液状）	[判断の基準は容器に適用]
クラフトテープ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>●テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
両面粘着紙テープ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
製本テープ	[判断の基準はテープ基材に適用]
ブックスタンド	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	<p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>

マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	[判断の基準は容器に適用]
鉛筆削(手動)	<p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
○ Aクリーナー(ウェットタイプ)	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>[判断の基準は容器に適用]</p> <p>●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○内容物が補充できること。</p>
○ Aクリーナー(液タイプ)	<p>[判断の基準は容器に適用]</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○内容物が補充できること。</p>
ダストブロワー	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>●フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。</p>
レターケース	
メディアケース	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>②CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。</p> <p>③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
マウスパッド	

OAフィルター (枠あり)	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●次のいずれかの要件を満たすこと。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</li> <li>②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。</li> </ul> </li> </ul>
丸刃式紙裁断機	<p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。</li> </ul>
カッターナイフ	
カッティングマット	<p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マットの両面が使用できること。</li> </ul>
デスクマット	
OHPフィルム	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●次のいずれかの要件を満たすこと。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。</li> <li>②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</li> </ul> </li> </ul>
絵筆	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</li> </ul>
絵の具	<p><b>【判断の基準は容器に適用】</b></p>
墨汁	<p><b>【判断の基準は容器に適用】</b></p>
のり（液状） (補充用を含む。)	<p><b>【判断の基準は容器に適用】</b></p>
のり（澱粉のり） (補充用を含む。)	<p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内容物が補充できること。</li> </ul>
のり（固形） (補充用を含む。)	<p><b>【判断の基準は容器・ケースに適用】</b></p>
のり（テープ）	<p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消耗品が交換できること。</li> </ul>
ファイル	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手</li> </ul>

	<p>続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p>
バインダー	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p>
ファイリング用品	
アルバム (台紙を含む。)	
つづりひも	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。</p> <p>③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
カードケース	

事務用封筒（紙製）	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</li> </ul>
窓付き封筒（紙製）	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕</li> <li>●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</li> </ul>
けい紙	<p><b>【判断の基準】</b></p>
起案用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>●古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</li> </ul>
ノート	<ul style="list-style-type: none"> <li>●塗工されているものにあっては、塗工量が両面で30g/m<sup>2</sup>以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。</li> <li>●塗工されていないものにあっては、白色度が70%程度以下であること。</li> </ul>
パンチラベル	<p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
タックラベル	<p><b>【判断の基準】</b></p>
インデックス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</li> </ul>
付箋紙	

	<b>【配慮事項】</b> ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
付箋フィルム	<b>【配慮事項】</b> ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
黒板拭き	
ホワイトボード用 イレーザー	
額縁	
テープ印字機等用 カセット	<b>【判断の基準】</b> ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②次の要件を満たすこと。 ア. 使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。 イ. 通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。 ウ. 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ. 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く。）の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
テープ印字機等用 テープ	<b>【判断の基準】</b> ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。
ごみ箱	<b>【判断の基準】</b> ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
リサイクルボックス	<b>【判断の基準】</b> ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイ

	オマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ（フックを含む。）	
チョーク	【判断の基準】 ●再生材料が10%以上使用されていること。
グラウンド用白線	【判断の基準】 ●再生材料が70%以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断の基準】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー（汎用型）」とは、JIS S 6036 の 2. に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー（汎用型以外）」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 8 「バイオオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境

負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

10 「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の 50% 以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。

11 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。

12 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。

13 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の 95% 以上であるものをいう。

14 文具類共通の判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。

15 文具類共通の判断の基準④アについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること又は自社で定めた製品の機能に関連する重量原単位が削減されるよう設計がなされることとする。

16 文具類共通の判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 112「文具・事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定基準を満たす製品については備考 10 に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たすものとみなす。

17 ダストブロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234ze）等。

18 ダストブロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

19 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD 及び BD 用とする。

20 塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、本基本方針「2. 紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。

21 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

22 文具類共通の配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040）等に準拠したものとする。

23 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 18 日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であるとの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

2.4 文具類共通の判断の基準④については、令和5年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）の文具類に係る判断の基準①から判断の基準④のいずれか又は個別の特定調達品目に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

## (2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

## 4. オフィス家具等

### (1) 品目及び判断の基準等

いす	<b>【判断の基準】</b>
机	○次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又は⑥の要件を満たすこと。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。
棚	①大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であって、表1に示された区分の製品は、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあっては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。
収納用什器（棚以外）	②金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 イ. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
ローパーティション	③金属を除く主要材料が木質の場合は、次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。 エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m <sup>2</sup> h以下又はこれと同等のことであること。
コートハンガー	④金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。 ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
傘立て	⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	
個室ブース	
ディスプレイスタンド	

	<p>上とすること。</p> <p>⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>
<b>【配慮事項】</b>	
①	修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
②	使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
③	使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
④	材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。
⑤	材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。
⑥	製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
⑦	ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
⑧	製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
⑨	包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。

3 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

$$\text{単一素材分解可能率} (\%) = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times 100$$

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

- ① 盗難、地震や操作上起こり得る転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）
- ②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）

- ③日本産業規格（以下「JIS」という。）又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ
- 4 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。
- 8 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、バイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。
- 9 放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{ h}$ 以下と同等のものとは、次によるものとする。
- ア. 対応したJIS又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032に適合するオフィス用いす、JIS S 1039に適合する書架・物品棚、及びJIS S 1033に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。
- イ. 上記ア.以外の木質材料については、JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。
- | 平均値     | 最大値     |
|---------|---------|
| 0.5mg/L | 0.7mg/L |
- 10 判断の基準③イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。
- 11 判断の基準④ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。
- 12 判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。
- 13 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 14 配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040）等に準拠したものとする。
- 15 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。
- 16 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。
- 17 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。

ア. クリーンウッド法の対象物品にあっては、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月18日）」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ. クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

$$\text{機能重量の基準} = \text{棚板重量 (kg)} \div \text{棚耐荷重 (kg)}$$

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。 その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

## (2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

## 5. 画像機器等

### 5-1 コピー機等

#### (1) 品目及び判断の基準等

コピー機	<p>【判断の基準】</p> <p>＜共通事項＞</p> <p>○基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の②から⑤の要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>③次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。</p> <p>イ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>⑤使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされること。</p>
複合機	<p>＜個別事項＞</p> <p>①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含む。）</p> <p>ア. モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>②複合機（インクジェット方式を除く。）</p> <p>ア. モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表2-1、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表2-2、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 大判複合機にあっては、表5に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>エ. リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表6-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>オ. リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表6-2に示された区分ごとの基準を満</p>
拡張性のあるデジタルコピー機	

	<p>たすこと。 力、リユースに配慮した大判複合機にあっては、表1－3に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</li> <li>②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</li> <li>③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</li> <li>④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</li> <li>⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。</li> <li>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> <li>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</li> </ul>
--	--

- 備考) 1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
- 2 「業務用複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラー製品の場合は5項目以上、モノクロ製品の場合は4項目以上を満たす複合機をいう。
- ア. 坪量141g/m<sup>2</sup>以上を有する用紙のサポート
  - イ. A3判用紙の処理可能
  - ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度86枚/分以上（製品速度については後述表1－1の備考1参照）
  - エ. 製品がカラーの場合、製品速度50枚/分以上
  - オ. 各色に対するプリント解像度600×600ドット/インチ(dpi)以上
  - カ. ベースモデルで180kgを超える重量
  - キ. 紙容量8,000枚以上
  - ク. デジタルフロントエンド
  - ケ. パンチ穴開け
  - コ. 無線綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。）
  - サ. DRAM1,024MB以上
  - シ. 第三者による色認証
  - ス. 塗工紙対応
- 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 4 判断の基準<共通事項>①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO14040)等に準拠したものとする。

- 5 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。
- ア. 「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
- イ. 「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
- 6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 9 判断の基準<共通事項>④については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用する。
- 10 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 11 「大判機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。
- 12 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。
- 13 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準<共通事項>③ア及びイについて併記すること。
- 14 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準①オの「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。
- 15 判断の基準<共通事項>②については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
- 16 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、判断の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表 1-1、表 1-2、表 6-1 及び表 6-2 の該当する要件を満たすことで対応する判断の基準を満たすものとみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。
- 17 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下

本項において「オフセット」という。) 製品をいう。

18 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット(JCM)、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

19 <共通事項>の基準値1については、令和6年3月31日まで経過措置を設けることとし、この期間においては基準値1の適用はしない。

表1-1 モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機(リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 5$	$\leq 0.3$	要件なし
$5 < ipm \leq 20$	$\leq 0.04 \times ipm + 0.1$	
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.06 \times ipm - 0.3$	
$24 < ipm \leq 30$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.8$	
$30 < ipm \leq 37$	$\leq 0.16 \times ipm - 3.8$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$37 \leq ipm \leq 40$	$\leq 0.2 \times ipm - 6.4$	
$40 < ipm \leq 65$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$	
$65 < ipm \leq 90$	$\leq 0.55 \times ipm - 37.9$	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1 ipm(分当たりの画像数)とは、1分間に A4 判又は 8.5"×11"の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表7を除く全ての表において同じ。

2 A3 判の用紙に対応可能な製品(幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。)については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表1-2、表6-1及び表6-2において同じ。

3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギー・スタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン2.0」による。以下表1-2、表6-1及び表6-2において同じ。

表1-2 カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機(リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含み、大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 10$	$\leq 1.3$	要件なし
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.06 \times ipm + 0.7$	
$15 < ipm \leq 19$	$\leq 0.15 \times ipm - 0.65$	
$19 < ipm \leq 30$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$	
$30 < ipm \leq 35$	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$35 \leq ipm \leq 75$	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$	

表1－3 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機（リユースに配慮した大判コピー機及び大判複合機等を含む。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
ipm≤30	30分	≤8.2W	≤0.5W
30<ipm	60分		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表3、表4、表5及び表7において同じ。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表7の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
- 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギーestarプログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法バージョン2.0」による。

表2－1 モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm≤20	≤0.263	要件なし
20<ipm≤24	≤0.018×ipm-0.115	
24<ipm≤40	≤0.016×ipm-0.033	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
40<ipm≤60		
60<ipm≤80	≤0.037×ipm-1.314	
80<ipm	≤0.086×ipm-5.283	

- 備考) 1 A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.05kWhを加えたものを基準とする。表2－2において同じ。
- 2 Wi-Fiが出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に0.1kWhを加えたものを基準とする。表2－2において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギーestarプログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。表2－2において同じ。

表2－2 カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm≤19	≤0.254	要件なし
ipm=20		
20<ipm≤40	≤0.024×ipm-0.250	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
40<ipm≤60	≤0.011×ipm+0.283	
60<ipm≤80	≤0.055×ipm-2.401	
80<ipm	≤0.118×ipm-7.504	

表3 リカバリー時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間 Ts (分)	リカバリー時間 (秒)	スリープ移行時間 Ts (分)	リカバリー時間 (秒)
0 < ipm ≤ 5	0 < Ts ≤ 5	$\leq \min(0.42 \times ipm + 5, 30)$	5 < Ts	$\leq \min(0.51 \times ipm + 15, 60)$
5 < ipm ≤ 10	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 15	
10 < ipm ≤ 20	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 20	
20 < ipm ≤ 30	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 30	
30 < ipm ≤ 40	0 < Ts ≤ 10		10 < Ts ≤ 45	
40 < ipm	0 < Ts ≤ 15		15 < Ts ≤ 45	

備考) 1 「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまでの時間をいい、算定方法は、以下の式による。

$$\text{リカバリー時間 (秒)} = T_{act1} - T_{act0}$$

$T_{act1}$  : スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

$T_{act0}$  : 稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

2 本表において  $\min(A, B)$  は最小関数であり、A と B の小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準の  $\min(0.42 \times ipm + 5, 30)$  は、「 $0.42 \times ipm + 5$  秒」又は「30秒」のいずれかのうち小さい値。

3 長い初期設定のスリープ移行時間 (Ts) を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表4 モノクロ複合機又はカラー複合機に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
ipm ≤ 10	≤ 15 分	
10 < ipm ≤ 20	≤ 30 分	≤ 60 分
20 < ipm ≤ 30	≤ 45 分	
30 < ipm		≤ 120 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。表5において同じ。

表5 大判複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力		オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm ≤ 10	≤ 15 分				
10 < ipm ≤ 20	≤ 30 分	≤ 60 分			
20 < ipm ≤ 30	≤ 45 分		≤ 5.4W	≤ 8.7W	≤ 0.3W
30 < ipm		≤ 120 分			

備考) 1 「他マーキング技術」とは、インパクト方式及びインクジェット方式以外のマーキング技術をいう。

2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表7の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、表7の追加機能の種類のうち、スキャナ及び内部ディスクドライブについては、スリープモード消費電力許容値の加算は適用しない。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギー・スター・プログラム要件 画像機器の  
製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」  
による。

表6-1 リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 5$	$\leq 0.4$	要件なし
$5 < ipm \leq 24$	$\leq 0.07 \times ipm + 0.05$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$24 < ipm \leq 30$	$\leq 0.07 \times ipm + 0.05$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$30 < ipm < 37$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.15$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$37 \leq ipm \leq 50$	$\leq 0.11 \times ipm - 1.15$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$50 < ipm \leq 80$	$\leq 0.25 \times ipm - 8.15$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$80 < ipm$	$\leq 0.6 \times ipm - 36.15$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品

表6-2 リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 10$	$\leq 1.5$	要件なし
$10 < ipm \leq 15$	$\leq 0.1 \times ipm + 0.5$	要件なし
$15 < ipm \leq 19$	$\leq 0.13 \times ipm + 0.05$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$19 < ipm \leq 30$	$\leq 0.13 \times ipm + 0.05$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$30 < ipm < 35$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.05$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$35 \leq ipm \leq 70$	$\leq 0.2 \times ipm - 2.05$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$70 < ipm \leq 80$	$\leq 0.7 \times ipm - 37.05$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品
$80 < ipm$	$\leq 0.75 \times ipm - 41.05$	基本製品に内蔵されている、あるいは任意の付属品

表7 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 $r$ (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	複合機のみに適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1

コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ（CCFL）あるいは、発光ダイオード（LED）、ハロゲン、熱陰極蛍光管（HCFT）、キセノン又は管状蛍光灯（TL）技術等のCCFLではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1回のみ適用される）。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02× (Pout- 10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

## (2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 5-2 プリンタ等

### (1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ複合機	<b>【判断の基準】</b>
	<p>①プリンタ又はプリンタ複合機（大判機を除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表1-1、表2及び表3-1に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあっては、表1-2、表2及び表3-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>イ. カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表2、表3-1及び表4-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあっては、表2、表3-2及び表4-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>ウ. インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあっては、表5-1に示された区分ごとの基準。インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機にあっては、表5-2に示された区分ごとの基準。</p> <p>エ. 業務用モノクロプリンタにあっては、表6-1に示された区分ごとの基準。業務用モノクロプリンタ複合機にあっては、表6-2に示された基準。</p> <p>オ. 業務用カラープリンタにあっては、表6-3に示された区分ごとの基準。業務用カラープリンタ複合機にあっては、表6-4に示された区分ごとの基準。</p> <p>②大判プリンタにあっては、表7-1に示された区分ごとの基準、大判プリンタ複合機にあっては、表7-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>⑤少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p>

備考) 1 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキ

ヤンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。

- 2 「業務用プリンタ」又は「業務用プリンタ複合機」とは、以下のアからカの項目を全て満たし、かつ、製品の標準又は付属品を含め、以下のキからスの機能の項目のうち、カラ一製品の場合は5項目以上、モノクロ製品の場合は4項目以上を満たすプリンタ又はプリンタ複合機をいう。
- ア. 坪量141g/m<sup>2</sup>以上を有する用紙のサポート
  - イ. A3判用紙の処理可能
  - ウ. 製品がモノクロの場合、製品速度86枚/分以上（製品速度については後述表1-1の備考1参照）
  - エ. 製品がカラーの場合、製品速度50枚/分以上
  - オ. 各色に対するプリント解像度600×600ドット/インチ(dpi)以上
  - カ. ベースモデルで180kgを超える重量
  - キ. 紙容量8,000枚以上
  - ク. デジタルフロントエンド
  - ケ. パンチ穴開け
  - コ. 無線綴じ又はリング綴じ（若しくは類似のテープ若しくはワイヤ綴じ。ステープル綴じを除く。）
  - サ. DRAM1,024MB以上
  - シ. 第三者による色認証
  - ス. 塗工紙対応
- 3 「大判機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。
- 4 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 5 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 7 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針の「5-6 カートリッジ等」に示した判断の基準①オの「トナーの化学安全性が確認されていること」又は「インクの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとする。
- 8 判断の基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
- 9 判断の基準⑤については、インパクト方式のプリンタ及びプリンタ複合機には適用しない。

表1-1 モノクロプリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 20$	$\leq 0.226$	要件なし
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.018 \times ipm - 0.152$	
$24 < ipm \leq 40$		
$40 < ipm \leq 60$	$\leq 0.025 \times ipm - 0.439$	
$60 < ipm \leq 135$	$\leq 0.049 \times ipm - 1.903$	基本製品に内蔵し、初期設定されていること
$135 < ipm$	$\leq 0.183 \times ipm - 20.127$	

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出されたipm速度は、最も近い整数に四捨五入される。 $1 ipm$ （分当たりの画像数）とは、1分間にA4判又は $8.5'' \times 11''$ の用紙1枚の片面を印刷することとする。A4判用紙と $8.5'' \times 11''$ 用紙とで異なる場合は、その2つの速度のうち速い方を適用する。以下表8を除く全ての表において同じ。
- 2 A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に $0.05kWh$ を加えたものを基準とする。以下表1-2、表4-1及び表4-2において同じ。
- 3 Wi-Fiが出荷時にセットされた製品については、区分ごとの基準に $0.1kWh$ を加えたものを基準とする。以下表1-2、表4-1及び表4-2において同じ。
- 4 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギー・スタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。以下表1-2、表4-1、表4-2及び表6-1から表6-4において同じ。

表1-2 モノクロプリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 20$	$\leq 0.263$	要件なし
$20 < ipm \leq 24$	$\leq 0.018 \times ipm - 0.115$	
$24 < ipm \leq 40$		
$40 < ipm \leq 60$	$\leq 0.016 \times ipm - 0.033$	
$60 < ipm \leq 80$	$\leq 0.037 \times ipm - 1.314$	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
$80 < ipm$	$\leq 0.086 \times ipm - 5.283$	

表2 リカバリー時間に係る基準

製品速度 (ipm)	短い初期設定		長い初期設定	
	スリープ移行時間 Ts (分)	リカバリー時間 (秒)	スリープ移行時間 Ts (分)	リカバリー時間 (秒)
$0 < ipm \leq 5$	$0 < Ts \leq 5$	$\leq \min(0.42 \times ipm + 5, 30)$	$5 < Ts$	
$5 < ipm \leq 10$	$0 < Ts \leq 10$		$10 < Ts \leq 15$	
$10 < ipm \leq 20$	$0 < Ts \leq 10$		$10 < Ts \leq 20$	
$20 < ipm \leq 30$	$0 < Ts \leq 10$		$10 < Ts \leq 30$	
$30 < ipm \leq 40$	$0 < Ts \leq 10$		$10 < Ts \leq 45$	
$40 < ipm$	$0 < Ts \leq 15$		$15 < Ts \leq 45$	
				$\leq \min(0.51 \times ipm + 15, 60)$

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的にに入る電力節減状態をいう。以下表3-1、表3-2、表5-1、表5-2、表7-1、表7-2及び表8において同じ。
- 2 「リカバリー時間」とは、スリープモード又はオフモードから稼働準備状態になるまで

の時間をいい、算定方法は、以下の式による。

$$\text{リカバリー時間 (秒)} = T_{act1} - T_{act0}$$

$T_{act1}$  : スリープモードから最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

$T_{act0}$  : 稼働準備状態から最初のシートが当該装置を出るまでの時間 (秒)

3 本表において  $\min(A, B)$  は最小関数であり、A と B の小さい値を表す。例えば、短い初期設定におけるリカバリー時間の基準の  $\min(0.42 \times ipm + 5, 30)$  は、「 $0.42 \times ipm + 5$  秒」又は「30 秒」のいずれかのうち小さい値。

4 長い初期設定のスリープ移行時間 ( $T_s$ ) を超える製品については、リカバリー時間に関する規定はない。

表 3-1 モノクロプリンタ又はカラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
$ipm \leq 10$	$\leq 5$ 分	$\leq 60$ 分
$10 < ipm \leq 20$	$\leq 15$ 分	
$20 < ipm \leq 30$	$\leq 30$ 分	
$30 < ipm$	$\leq 45$ 分	$\leq 120$ 分

備考) 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。以下表 3-2、表 5-1、表 5-2、表 7-1 及び表 7-2において同じ。

表 3-2 モノクロプリンタ複合機又はカラープリンタ複合機（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）に係るスリープ移行時間の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間	
	初期設定	ユーザ調整
$ipm \leq 10$	$\leq 15$ 分	$\leq 60$ 分
$10 < ipm \leq 20$	$\leq 30$ 分	
$20 < ipm \leq 30$	$\leq 45$ 分	
$30 < ipm$		$\leq 120$ 分

表 4-1 カラープリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
$ipm \leq 19$	$\leq 0.275$	要件なし
$ipm = 20$		
$20 < ipm \leq 40$	$\leq 0.032 \times ipm - 0.397$	基本製品に内蔵し、初期設定されていること
$40 < ipm \leq 60$	$\leq 0.002 \times ipm + 0.833$	
$60 < ipm$	$\leq 0.100 \times ipm - 5.145$	

表4-2 カラープリンタ複合機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
ipm≤19	≤0.254	要件なし
ipm=20		
20<ipm≤40	≤0.024×ipm-0.250	基本製品に内蔵し、プリント機能は初期設定されていること
40<ipm≤60	≤0.011×ipm+0.283	
60<ipm≤80	≤0.055×ipm-2.401	
80<ipm	≤0.118×ipm-7.504	

表5-1 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≤10	≤5 分			
10<ipm≤20	≤15 分			
20<ipm≤30	≤30 分			
30<ipm	≤45 分	≤120 分		

- 備考) 1 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表8の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。
- 2 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。以下表5-2、表7-1及び表7-2において同じ。

表5-2 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機（大判機を除く。）に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≤10	≤15 分			
10<ipm≤20	≤30 分			
20<ipm≤30	≤45 分			
30<ipm		≤120 分		

表6-1 業務用モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
85<ipm≤90	≤0.2×ipm-6.4	
90<ipm	≤0.55×ipm-37.9	基本製品に内蔵されている

- 備考) A3判の用紙に対応可能な製品については、区分ごとの基準に0.3kWhを加えたものを基準とする。以下表6-2、表6-3及び表6-4において同じ。

表 6-2 業務用モノクロプリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
85 < ipm	$\leq 0.6 \times ipm - 36.15$	基本製品に内蔵されている

表 6-3 業務用カラープリンタに係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
49 < ipm ≤ 75	$\leq 0.2 \times ipm - 2.15$	基本製品に内蔵されている
75 < ipm	$\leq 0.7 \times ipm - 39.65$	

表 6-4 業務用カラープリンタ複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面要件
49 < ipm ≤ 70	$\leq 0.2 \times ipm - 2.05$	基本製品に内蔵されている
70 < ipm ≤ 80	$\leq 0.7 \times ipm - 37.05$	
80 < ipm	$\leq 0.75 \times ipm - 41.05$	

表 7-1 大判プリンタに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンの スリープモード消費電力		オフモード 消費電力
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術	
ipm ≤ 10	5 分	60 分	$\leq 4.9W$	$\leq 2.5W$	$\leq 0.3W$
10 < ipm ≤ 20	15 分				
20 < ipm ≤ 30	30 分				
30 < ipm	45 分				

備考) 「他マーキング技術」とは、インクジェット方式以外のマーキング技術をいう。表 7-2 において同じ。

表 7-2 大判プリンタ複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープ移行時間		基本マーキングエンジンの スリープモード消費電力		オフモード 消費電力			
	初期設定	ユーザ調整	インクジェット	他マーキング技術				
ipm ≤ 10	$\leq 15$ 分	$\leq 60$ 分	$\leq 5.4W$	$\leq 8.7W$	$\leq 0.3W$			
10 < ipm ≤ 20	$\leq 30$ 分							
20 < ipm ≤ 30	$\leq 45$ 分							
30 < ipm	$\leq 120$ 分							

表8 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 $r$ (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カーラインインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	複合機のみに適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力 ( $P_{out}$ ) が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (P_{out} - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数はファクシミリ機能を含め2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

## (2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ複合機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 5-3 ファクシミリ

### (1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。</li> <li>②カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。</li> <li>③インクジェット方式のファクシミリにあっては、表3に示された基準を満たすこと。</li> <li>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</li> </ul> <p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。</li> <li>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</li> <li>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</li> <li>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> <li>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</li> </ul>
--------	---

備考) 1 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
ipm≤5	≤0.3
5<ipm≤20	≤0.04×ipm+0.1
20<ipm≤30	≤0.06×ipm-0.3
30<ipm≤40	≤0.11×ipm-1.8
40<ipm≤65	≤0.16×ipm-3.8
65<ipm≤90	≤0.2×ipm-6.4
90<ipm	≤0.55×ipm-37.9

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、全ての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1 ipm (分当たり)

の画像数) とは、1分間に A4 判又は 8.5"×11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表 2 において同じ。

- 2 A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。表 2 において同じ。
- 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギー・スター・プログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表 2 及び表 3 において同じ。

表 2 カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
ipm ≤ 10	≤ 1.3
10 < ipm ≤ 15	≤ 0.06 × ipm + 0.7
15 < ipm ≤ 30	≤ 0.15 × ipm - 0.65
30 < ipm ≤ 75	≤ 0.2 × ipm - 2.15
75 < ipm	≤ 0.7 × ipm - 39.65

表 3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	待機時消費電力
5 分	≤ 0.6W	≤ 0.5W

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表 4 の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 $r$ (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリに適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力 ( $P_{out}$ ) が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (P_{out} - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

## (2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 5-4 スキヤナ

### (1) 品目及び判断の基準等

スキヤナ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①表1に示された基準を満たすこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
------	---

備考) 1 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 スキヤナに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、オフモード消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間		基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力	オフモード消費電力
	初期設定	ユーザ調整		
ipm≤10	≤15 分	≤60 分	≤2.5W	≤0.3W
10<ipm≤20	≤30 分			
20<ipm≤30	≤45 分			
30<ipm	≤120 分			

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的にに入る電力節減状態をいう。

2 「ユーザ調整」とは、ユーザが調整可能な最大のスリープ移行時間。

3 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表2の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

4 消費電力の測定方法については、「国際エネルギーestarプログラム要件 画像機器の

製品基準「画像機器のエネルギー使用を判断するための試験方法（平成30年12月改定）」による。

表2 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度r(Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値(W)
インターフェース	有線	r<20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20≤r<500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		r≥500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	無線、無線周波数(RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線(IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が10Wを超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02×(Pout-10.0)
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

## (2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 5-5 プロジェクタ

### (1) 品目及び判断の基準等

プロジェクタ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①製品本体の重量が備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。</p> <p>②消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。</p> <p>③待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。</p> <p>④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。</p> <p>⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。</p> <p>⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。</p> <p>②光源ランプには、可能な限り固体光源が使用されていること。</p> <p>③可能な限り低騒音であること。</p> <p>④使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑤製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑥筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑦筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑧製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑨製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑩包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が5,000lm未満の機器であって、一般的の会議室、教室等で使用するものをいい、1m以内の距離で横幅1.2m以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ（以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に0.5m以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。）を含むものとする。

2 「固体光源」とは、発光ダイオード(LED)、半導体レーザ(LD)等の固体(物質)に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイスをいう。

3 製品本体の重量の基準の算定方法は、次式による。

$$\text{製品本体重量の基準 (kg)} = 0.0012 \times \Phi \times \alpha \times \beta$$

$\Phi$  : 有効光束 (lm)

$\alpha$  : 超短焦点プロジェクタの場合は 1.5、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0

$\beta$  : 固体光源の場合は 2.0、それ以外の場合は 1.0

4 消費電力の基準の算定方法は、次式による。

$$\text{消費電力の基準 (W)} = 0.070 \times \Phi \times \alpha \times \beta + 85$$

$\Phi$  : 有効光束 (lm)

$\alpha$  : 超短焦点プロジェクタの場合は 1.2、短焦点プロジェクタの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0

$\beta$  : 固体光源の場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0

5 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、外部機器に接続しない状態で不定時間保たれる可能性のある最低消費電力をいう。待機（スタンバイ）は、製品の最低消費電力モードである。

6 判断の基準③については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。

7 判断の基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

8 判断の基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。

ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

9 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

10 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

11 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。

12 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものを行う（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

13 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
- イ. マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。
- エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

## (2) 目標の立て方

当該年度のプロジェクトの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。

## 5－6 カートリッジ等

### (1) 品目及び判断の基準等

トナーカートリッジ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア. 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。</li><li>イ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の50%以上であること。</li><li>ウ. 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の95%以上であること。</li><li>エ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</li><li>オ. トナーの化学安全性が確認されていること。</li><li>カ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を处方構成成分として含まないこと。</li><li>キ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</li></ul> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。</li><li>②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。</li><li>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li></ul>
インクカートリッジ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア. 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。</li><li>イ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の25%以上であること。</li><li>ウ. 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の95%以上であること。</li><li>エ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</li><li>オ. インクの化学安全性が確認されていること。</li><li>カ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</li></ul> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p>

	<p>①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」(以下「カートリッジ等」という。)は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。
- 2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナーカートリッジには含まれないものとする。
- ア. 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
- イ. 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。
- ア. 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
- イ. 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準①ア及びインクカートリッジに係る判断の基準①アの「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。

- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。
- 8 トナーカートリッジに係る判断の基準①工及びインクカートリッジに係る判断の基準①工の「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。ただし、その対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 9 トナーカートリッジの判断の基準②及びインクカートリッジの判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、前者が令和3年4月1日時点において発効している商品類型 No. 132「トナーカートリッジ」に係る認定基準を、後者が同じく商品類型 No. 142「インクカートリッジ」に係る認定基準をいう。

10 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。

- ア. トナー及びインクは、以下の①～④を満たすこと。ただし、②及び③に該当する物質の使用が技術的に不可避であり、かつ直ちに代替えが困難である場合は、適用免除に関する根拠資料等の情報が開示され、容易に確認できる場合はその限りではない。
- ①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物が処方構成成分として添加されていないこと。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。
- ②規則(EC)No. 1272/2008 の Annex VI、の表 3.1 の CMR カテゴリ 1A、1B 又は 2 (別表 1) に分類される各物質が処方構成成分として添加されていないこと。

別表 1 使用を制限する危険有害性カテゴリ

危険有害性クラス	危険有害性 カテゴリコード	CLP 規則(EC)No. 1272/2008 H フレーズ
発がん性	Carc. 1A 及び 1B	H350 : 発がんのおそれ
発がん性	Carc. 1A 及び 1B	H350i : 吸入による発がんのおそれ
発がん性	Carc. 2	H351 : 発がんのおそれの疑い
生殖細胞変異原性	Muta. 1A 及び 1B	H340 : 遺伝性疾患のおそれ
生殖細胞変異原性	Muta. 2	H341 : 遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖毒性	Repr. 1A 及び 1B	H360 : 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
生殖毒性	Repr. 2	H361 : 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い

REACH 規則第 59 条第 1 項に記載のリスト（いわゆる SVHC 候補リスト）に掲げられた物質は対象に含まれる。

- ③トナー及びインクは、混合物として、規則(EC)No. 1272/2008 の Annex I に定められた危険有害性カテゴリ STOT SE1、SE2、RE1、RE2 (別表 2) に分類されないこと。

別表 2 対象となる危険有害性カテゴリ

危険有害性クラス	危険有害性 カテゴリコード	CLP 規則(EC)No. 1272/2008 H フレーズ
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE1	H370 : 臓器の障害
特定標的臓器有害性、単回暴露	STOT SE2	H371 : 臓器の障害のおそれ
特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE1	H372 : 長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害

特定標的臓器有害性、反復暴露	STOT RE2	H373：長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害のおそれ
----------------	----------	---------------------------------

④REACH 規則 (EC) No. 1097/2006 の Annex XVII Appendix8 (別表3) にリストされた発がん性芳香族アミンを生成するアゾ着色料 (染料または顔料) が処方構成成分として添加されていないこと。

別表3 アゾ基の分解により生成してはならないアミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ-o-トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	o-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	p-クロロアニリン	106-47-8
8	2, 4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3, 3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3, 3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3, 3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3, 3'-ジメチル-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	p-クレシジン	120-71-8
15	4, 4'-メチレンービス-(2-クロロアニリン)	101-14-4
16	4, 4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4, 4'-チオジアニリン	139-65-1
18	o-トルイジン	95-53-4
19	2, 4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2, 4, 5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	o-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

イ. トナー及びインクに殺虫・殺菌性物質を使用する場合には、「殺生物製品の市場での入手と使用を可能とすることに関する 2012 年 5 月 22 日付の欧洲議会及び理事会規則 (EU) No528/2012」の Annex I にリストされ、製品分類 6 に該当する成分のみを処方構成成分として添加していること。ただし、リストされていない物質を使用する場合には、当該指令に基づいて承認申請が提出されていれば添加は許されるが、不認可が決定された場合にはその限りでない。

ウ. トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。

エ. トナー及びインクの SDS (安全データシート) を備えていること。

1.1 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア. 以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い。）。

②本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者

名、ブランド名、機器本体名等) 及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ. 使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

1 2 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。

ア. トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等

イ. トナー又はインクに関する SDS (安全データシート)

ウ. 配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

## (2) 目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

## 6. 電子計算機等

### 6-1 電子計算機

#### (1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①サーバ型電子計算機にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>②クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 表2に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考5イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>ウ. ワークステーションの場合は、備考6アの算定式により算定した加重消費電力が備考6イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。</p> <p>エ. シンクライアントの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考7の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリ）の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。</p> <p>⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
-------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

- ①演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
- ②入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき10ギガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの
- ③4を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
- ④サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
- ⑤サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、64ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
- ⑥サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの
- ⑦専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものの

2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。

3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。

4 判断の基準②イ、ウ及びエ、備考5から備考8において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。

#### ア. コンピュータの種類

- 1. 「デスクトップコンピュータ」とは、主要装置（本体）が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。
- 2. 「一体型デスクトップコンピュータ」とは、1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。
- 3. 「ノートブックコンピュータ」とは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無しのいずれかで長時間動作するよう設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイを装備しているものをいう。
- 4. 「ワークステーション」とは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能單一ユーザコンピュータをいう。
- 5. 「シンクライアント」とは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう（回転式記憶媒体のない機器に限る。）。また、ハードウェアとディスプレイが1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。

#### イ. 動作モード

- 1. 「オフモード」とは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者は電源をオフにしていい（影響を与

えていない) 状態をいう。

2. 「スリープモード」とは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。
3. 「アイドル状態」とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読み込み終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。
4. 「長期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。
5. 「短期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。
6. 「代替低電力モード」とは、コンピュータが一定時間使用されないときに自動的又は手動選択により入る低電力状態であり、ディスプレイがオフになりコンピュータが機能低下状態に入ることをいう。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギー・スタープログラム制度運用細則（令和3年4月施行）別表第2-1」による。

- 5 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

#### ア. 標準年間消費電力量

$$E = (8,760/1,000) \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SL} \times T_{SL} + P_{LI} \times T_{LI} + P_{SI} \times T_{SI})$$

E : 標準年間消費電力量 (単位 : kWh/年)

P<sub>OFF</sub> : オフモード消費電力 (単位 : W)

P<sub>SL</sub> : スリープモード消費電力 (単位 : W)

P<sub>LI</sub> : 長期アイドルモード消費電力 (単位 : W)

P<sub>SI</sub> : 短期アイドルモード消費電力 (単位 : W)

T<sub>X</sub> : 表3-1及び表3-2に規定するモード別比率 (年間の時間割合) (単位 : %)

スリープモードに替わり、代替低電力モード (10W以下の場合に限る。) を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータについては、上記算定式において、スリープモード消費電力 (P<sub>SL</sub>) 及び長期アイドルモード消費電力 (P<sub>LI</sub>) の代わりに代替低電力モードを、独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力 (P<sub>SL</sub>) の代わりに長期アイドルモード消費電力 (P<sub>LI</sub>) をそれぞれ使用することができる。

#### イ. 最大年間消費電力量

$$E_{MAX} = (1 + A_{PSU} + A_{PRXY}) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEM} + TEC_{GR} + TEC_{ST} + TEC_{DIS} + TEC_{SW} + TEC_{MBWS} + TEC_{1G10G} + TEC_{10G})$$

E<sub>MAX</sub> : 最大年間消費電力量 (単位 : kWh/年)

A<sub>PSU</sub> : 表3-3に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

A<sub>PRXY</sub> : プロキシ許容値。デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータであり、表3-1の備考に示す条件1を満たす場合の許容値は0.12、条件2を満たす場合は表3-4に規定する代替低電力モードの許容値

TEC<sub>BASE</sub> : 表3-5 (デスクトップコンピュータ)、表3-6 (一体型デスクトップコンピュータ)

ンピュータ) 又は表 3-7 (ノートブックコンピュータ) に規定する基本許容値  
(単位 : kWh)

TEC<sub>MEM</sub> : 表 3-8 に規定するシステム搭載メモリの追加許容値 (単位 : kWh/ギガバイト)

TEC<sub>GR</sub> : 表 3-8 に規定する独立型グラフィックス追加許容値 (単位 : kWh)

TEC<sub>ST</sub> : 表 3-8 に規定する内部記憶装置 (ストレージ) の追加許容値 (単位 : kWh)

TEC<sub>DIS</sub> : 表 3-8 に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値 (単位 : kWh)

TEC<sub>SW</sub> : 表 3-8 に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値 (単位 : kWh)

TEC<sub>MBWS</sub> : 表 3-8 に規定するモバイルワークステーションの追加許容値 (単位 : kWh)

TEC<sub>1GB10G</sub> : 表 3-8 に規定するスループット 1GB/秒以上 10GB/秒未満のイーサネットポートを有する場合の追加許容値 (単位 : kWh)

TEC<sub>10G</sub> : 表 3-8 に規定する 10GB/秒イーサネットポートを有する場合の追加許容値 (単位 : kWh)

6 ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

#### ア. 加重消費電力

$$\text{加重消費電力 (W)} = 0.10 \times P_{\text{OFF}} + 0.35 \times P_{\text{SL}} + 0.20 \times P_{\text{LI}} + 0.35 \times P_{\text{SI}}$$

P<sub>OFF</sub> : オフモード消費電力 (単位 : W)

P<sub>SL</sub> : スリープモード消費電力 (単位 : W)

P<sub>LI</sub> : 長期アイドルモード消費電力 (単位 : W)

P<sub>SI</sub> : 短期アイドルモード消費電力 (単位 : W)

#### イ. 最大加重消費電力

$$\text{最大加重消費電力 (W)} = 0.28 \times (P_{\text{MAX}} + N_{\text{HDD}} \times 5)$$

P<sub>MAX</sub> : 最大消費電力測定値 (単位 : W)

N<sub>HDD</sub> : HDD (ハードディスクドライブ) 又は SSD (半導体ドライブ) の搭載数

7 シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$E_{\text{TMAX}} = TEC_{\text{BASE}} + TEC_{\text{GR}} + TEC_{\text{WOL}} + TEC_{\text{DIS}}$$

E<sub>TMAX</sub> : 最大年間消費電力量 (単位 : kWh/年)

TEC<sub>BASE</sub> : 基本許容値 31kWh

TEC<sub>GR</sub> : 独立型グラフィックス許容値 36kWh

TEC<sub>WOL</sub> : ウェイクオンラン (WOL) 許容値 2kWh

TEC<sub>DIS</sub> : 表 3-8 に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値 (単位 : kWh)

ただし、TEC<sub>GR</sub>、TEC<sub>WOL</sub> 及び TEC<sub>DIS</sub> の許容値の加算については、出荷時に初期設定で有效地にされている場合に限る。

8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

9 判断の基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法) の附属書 A の表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値) に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものと

する。

10 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものを除く。）をいう。

11 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

ア. 内蔵モデム、CD/DVD、BD 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ. 周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。

12 一般行政事務用ノートパソコンの「二次電池（バッテリ）に必要な駆動時間」とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。

13 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものを行う（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

14 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

15 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

16 判断の基準⑤の筐体又は部品には本体機器に付属する AC アダプタ等を含む。また、判断の基準⑤については、サーバ型電子計算機には適用しない。

17 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

ウ. マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

18 判断の基準②アのエネルギー消費効率に係る基準については、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
中央演算処理装置の種別	中央演算処理装置のソケット数	
x86	1	8.9
	2	11.9
	4	8.9
SPARC	1	6.3
	2	4.2
	4	3.5
Power	1	4.6
	2	4.9
	4	4.2

- 備考) 1 「x86」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置のうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置以外のものであって、32 ビットのアーキテクチャと互換性をもった 64 ビットのものをいう。
- 2 「SPARC」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能とレジスタ制御機能を備えたものをいう。「レジスタ制御機能」とは、レジスタの内容を中央演算処理装置内に退避及び復元する機構をもつことで、主プログラムで使用中のレジスタの内容をメモリに退避及び復元することなくサブルーチンプログラムでそのレジスタを使用可能とする機能をいう。
- 3 「Power」とは、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置以外の中央演算処理装置のうち、十進浮動小数点演算を実行する機能を備えているが、レジスタ制御機能は備えていないものをいう。
- 4 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 31 年経済産業省告示第 69 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (1)」による。

表2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分					基準エネルギー消費効率の算定式
製品形態の種別	Pスコア	画面サイズ	筐体容量	区分名	
ノートブックパソコン ソナルコンピュータ	8未満	15型未満	—	A	$E=5.21+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		15型以上	—	B	$E=7.75+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
	8以上	—	—	C	$E=11.34+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
デスクトップパソコン ソナルコンピュータ	一体形	8未満	—	D	$E=39.87+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		8以上	—	E	$E=53.32+TEC_{MEM}+TEC_{DIS}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
	分離型	—	5L未満	F	$E=29.59+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}$
		—	5L以上 20L未満	G	$E=31.33+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$
		—	20L以上 35L未満	H	$E=28.45+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$
		—	35L以上	I	$E=40.47+TEC_{MEM}+TEC_{ST}+TEC_{GR}+TEC_{PW}$

- 備考) 1 「一体形デスクトップパソコン」とは、コンピュータ本体とディスプレイが一つの交流電源ケーブルを介して交流電力を受け单一機器として機能するデスクトップコンピュータをいう。
- 2 「分離型デスクトップパソコン」とは、ディスプレイを有さないコンピュータ本体と外部ディスプレイからなるデスクトップコンピュータをいう。
- 3 「Pスコア」とは、中央演算処理装置のコア数に中央演算処理装置のクロック周波数（単位：ギガヘルツ）を乗じた数値とする。
- 4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第 2 位以下を四捨五入した数値とする。
- 5 「筐体容量」とは、電子計算機においてハードウェアを構成する部品を収納する筐体の容量をリットルで表した数値とする。
- 6 E は次の数値を表すものとする。  
E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : kWh/年)
- 7  $TEC_{MEM}$  の数値は次の式により算出するものとする。  

$$TEC_{MEM}=M_{MAX} \times \alpha_M$$

$$M_{MAX} : \text{キャッシュメモリを除いた最大記憶容量 (単位 : ギガバイト)}$$

$$\alpha_M \text{ の数値は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。}$$

区分	$\alpha_{\text{H}}$
区分 A、B 及び C	0.186
区分 D、E、F、G、H 及び I	0.248

8  $TEC_{\text{DIS}}$  は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとする。

区分	画面サイズ	$TEC_{\text{DIS}}$
区分 A、B 及び C	—	$TEC_{\text{DIS}} = (8.76 \times 0.30) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0300 + r \times 0.244)$
区分 D 及び E	17.4型未満	$TEC_{\text{DIS}} = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0300 + r \times 0.244)$
	17.4型以上	$TEC_{\text{DIS}} = (8.76 \times 0.35) \times ((S \div 2.54^2) \times 0.0393)$

S : 表示画面の縦寸法に横寸法を乗じて小数点 2 位以下を四捨五入した数値（単位：平方センチメートル）

r : 画面に表示される総画素数（単位：メガピクセル）

9  $TEC_{\text{ST}}$  は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とし、2.5型磁気ディスク装置及び3.5型磁気ディスク装置のいずれも有さない場合は0とする。

区分	磁気ディスク装置の種別	$TEC_{\text{ST}}$
区分 A、B 及び C	—	2.510
区分 D、E、F、G、H 及び I	2.5型磁気ディスク装置を有するもの 3.5型磁気ディスク装置を有するもの	3.140 20.380

10  $TEC_{\text{GR}}$  は次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる算定式により算出するものとし、独立型 GPU を有さない場合は0とする。

区分	$TEC_{\text{GR}}$
区分 A、B 及び C	$TEC_{\text{GR}} = 4.198$
区分 D、E、F、G、H 及び I	$TEC_{\text{GR}} = 0.587 \times FB + 30.463$

FB : 画面に表示する画像データを一時的に保管するメモリ領域（単位：ギガビット/秒）  
ただし、上記の算定式の結果、 $TEC_{\text{GR}}$  が 130 以上の場合は 130 の数値を用いるものとする。

11  $TEC_{\text{PW}}$  の数値は次の式により算出するものとする。

$$TEC_{\text{PW}} = P_{\text{AC}} \times 0.0543$$

$P_{\text{AC}}$  : 内部電源装置の定格入力（単位：W）

12 エネルギー消費効率の算定法については、「電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 31 年経済産業省告示第 69 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表 3-1 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

モード	デスクトップ及び 一体型デスクトップ	シンクライアント
$T_{\text{OFF}}$	15%	45%
$T_{\text{SL}}$	45%	5%
$T_{\text{LI}}$	10%	15%
$T_{\text{SI}}$	30%	35%

備考) プロキシ対応型のモード別比率又はプロキシ許容値を適用する製品は、以下の条件 1 又は条件 2 のいずれかを満たしていること。表 3-2 において同じ。

【条件 1】

- ・ECMA393 の規格を満たしていること。
- ・ノートブックコンピュータは表 3-2 のプロキシ対応型の能力を出荷時の初期設定で有効にしていること。
- ・デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、ECMA393 のフルキヤパシティ（プロキシ対応型・全対応）の規格を満たす場合に限り、本項の判断の基準の備考 5 イの最大年間消費電力量の算定式において適切なプロキシ許容値適用すること。

【条件 2】

- ・ノートブックコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータは、スリープモード又は 2.5W 以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。
- ・デスクトップコンピュータは、スリープモード又は 3.0W 以下の電力でネットワーク接続を維持する代替低電力モードを可能にすること。

表 3-2 ノートブックコンピュータのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型			
		基本能力	遠隔復帰	サービス検知 ネームサービス	全対応
T <sub>OFF</sub>	25%	25%	25%	25%	25%
T <sub>SL</sub>	35%	39%	41%	43%	45%
T <sub>LI</sub>	10%	8%	7%	6%	5%
T <sub>SI</sub>	30%	28%	27%	26%	25%

表 3-3 内部電源装置許容値 (A<sub>PSU</sub>)

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				電源装置 許容値
		10%	20%	50%	100%	
内部電源 装置 (IPS)	デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.03
	一体型 デスクトップ	0.86	0.90	0.92	0.89	0.015
		0.90	0.92	0.94	0.90	0.04

表 3-4 代替低電力モードの測定電力量に対するプロキシ許容値 (A<sub>PRXY</sub>)

対象機器	代替低電力モード又はスリープ における最大測定電力量 (W)	プロキシ許容値 (A <sub>PRXY</sub> )
デスクトップ	2.5	0.12
	3.0	0.06
一体型 デスクトップ	2.0	0.06
	2.5	0.03

備考) 許容値はネットワークの常時接続性を維持する代替低電力モード又はスリープモードを有する製品に適用できる。

表 3-5 デスクトップコンピュータに対する基本許容値 ( $TEC_{BASE}$ )

区分	グラフィックス性能	デスクトップコンピュータ	
		性能	基本許容値
I1	一体型又は切替可能な グラフィックス	$P \leq 8$	26.0
I2		$P > 8$	46.0
D1	独立型グラフィックス	$P \leq 8$	35.0
D2		$P > 8$	45.0

備考)  $P$  の算定方法は、次式による。表 3-6 及び表 3-7 において同じ。

$$P = \text{CPU のコア数} \times \text{CPU クロック周波数 (GHz)}$$

コア数は物理的な CPU のコア数を表し、CPU クロック周波数 (GHz) は、最大 TDP 周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表 3-6 一体型デスクトップコンピュータに対する基本許容値 ( $TEC_{BASE}$ )

区分	一体型デスクトップコンピュータ	
	性能	基本許容値
1	$P < 8$	9.0
2	$P \geq 8$	27.0

表 3-7 ノートブックコンピュータに対する基本許容値 ( $TEC_{BASE}$ )

区分	ノートブックコンピュータ	
	性能	基本許容値
0	$P \leq 2$	6.5
1	$2 < P < 8$	8.0
2	$P \geq 8$	14.0

表 3-8 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける追加許容値

機能	デスクトップ	一体型 デスクトップ	ノートブック
$TEC_{MEM}$ (kWh)	$1.7 + (0.24 \times \text{GB})$	$2.4 + (0.294 \times \text{GB})$	
$TEC_{GR}$ (kWh)	$50.4 \times \tanh(0.0038 \times \text{FB_BW} - 0.137) + 23$	$29.3 \times \tanh(0.0038 \times \text{FB_BW} - 0.137) + 13.4$	
$TEC_{SW}$ (kWh)	14.4		適用なし
$TEC_{ST}$ (kWh)	3.5" HDD	16.5	適用なし
	2.5" HDD	2.1	2.6
	ハイブリッド HDD/SSD	0.8	
	SSD (M. 2 接続を 含む)	0.4	

TEC <sub>DIS</sub> (kWh)	A < 190	適用なし	$[(3.43 \times r) + 0.148 \times A + 1.30] \times (1+EP)$	$8.76 \times 0.30 \times (1+EP) \times (0.43 \times r + 0.0263 \times A)$	
	190 ≤ A < 210		$[(3.43 \times r) + 0.018 \times A + 26.1] \times (1+EP)$		
	210 ≤ A < 315		$[(3.43 \times r) + 0.078 \times A + 13.2] \times (1+EP)$		
	A ≥ 315		$[(3.43 \times r) + 0.156 \times A - 11.3] \times (1+EP)$		
TEC <sub>MBWS</sub> (kWh)	適用なし		4.0		
TEC <sub>1G10G</sub> (kWh)	4.0		適用なし		
TEC <sub>10G</sub> (kWh)	18.0		適用なし		

備考) 1 TEC<sub>MEM</sub> は、システム搭載メモリの GB 毎に適用するものとする。

2 TEC<sub>GR</sub> は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。

3 FB\_BW は、ギガバイト毎秒 (GB/s) によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算定方法は、次式による。

$$FB\_BW = \text{データレート (MHz)} \times \text{フレームバッファ幅} / (8 \times 1000)$$

4 切替可能なグラフィックス (TEC<sub>SW</sub>) には、独立型グラフィックス許容値 (TEC<sub>GR</sub>) を適用することはできないものとする。ただし、切替可能なグラフィックスを提供し、初期設定で自動切替の場合、デスクトップコンピュータ及び一体型デスクトップコンピュータについては、許容値 14.4 を適用することができる。

5 TEC<sub>ST</sub> は、製品に追加内部記憶装置 (ストレージ) が存在する場合に 1 回のみ適用することができる。

6 TEC<sub>DIS</sub> における EP は、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

EP=0 : 性能強化ディスプレイなし

EP=0.3 : 性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ未満

EP=0.75 : 性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ以上

r はスクリーン解像度 (メガピクセル)

A は可視スクリーン面積 (平方インチ)。出荷時及び測定時に複数のディスプレイがある場合はディスプレイごとに許容値を適用する

7 TEC<sub>MBWS</sub> は、モバイルワークステーションの定義を満たす場合に 1 回のみ適用することができる。

8 TEC<sub>1G10G</sub> は、スループット 1GB/秒以上 10GB/秒未満のイーサネットポートをシステムに有する場合に 1 回のみ適用することができる。

9 TEC<sub>10G</sub> は、10GB/秒イーサネットポートをシステムに有する場合に 1 回のみ適用することができる。

## (2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

## 6-2 磁気ディスク装置

### (1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</li><li>②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</li><li>③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</li><li>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</li><li>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li><li>⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</li></ul>
----------	--

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。
- ①記憶容量が1ギガバイト以下のもの
  - ②電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの
- 2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 5 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分			基 準 エ ネ ル ギ ー 消費効率又は算定式
磁気ディスク装置 1 台当たりのディスク ドライブ搭載可能数	ディスクドライブの外形寸法	ディスク 枚数	
1 台		1 枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$
		2 枚又は 3 枚	$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
		4 枚以上	$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$
2 台以上 11 台以下	—	—	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$
12 台以上	3.5 型 (幅 75mm 超) を含む構成	—	0.00213
	2.5 型 (幅 75mm 以下) のみの構成	—	$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$

備考) 1 E 及び N は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率

N : ディスクドライブの定常回転数 (単位 : 回毎分)

2  $\ln$  は底を e とする対数を表す。

3 回転数の異なるディスクドライブが混載される場合にあっては、回転数 (N) は、各ディスクドライブの回転数を搭載台数で加重平均した値とする。

4 幅はディスクドライブ外形の 3 つの辺のうち、長さが中間であるものとする。

5 エネルギー消費効率の算定法については、「磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 22 年経済産業省告示第 75 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

## 6-3 ディスプレイ

### (1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①コンピュータモニタにあっては、備考3の算定式により算定した年間消費電力量が備考4アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>②サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 備考6アの算定式に示したオンモード消費電力の要件を満たすこと。</p> <p>イ. スリープモード消費電力が備考7の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。</p> <p>③オフモード消費電力が0.5W以下であること。</p> <p>④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。</p> <p>⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報をウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの（コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ）とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。また、サイネージディスプレイ（タイルドディスプレイシステム構成されたものを含む。）は、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、3つ以上を満たすものとする。

- ①対角線画面サイズが30インチを超えるもの
- ②最大公表輝度が1平方メートル当たり400カンデラ（400cd/m<sup>2</sup>）を超えるもの
- ③画素密度が1平方インチ当たり7,000ピクセル（7,000ピクセル/in<sup>2</sup>）以下であるもの
- ④搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの
- ⑤RJ45又はRS232ポートを有するもの

2 判断の基準②、判断の基準③及び備考3から備考7までにおいて使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断の基準③は適用しない。

- ①「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。
- ②「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。
  - ・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。
  - ・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。
  - ・センサー機能を維持する。
  - ・ネットワークの存在を維持することができる。
- ③「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出ることができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。

3 コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$E_{TEC} = 8.76 \times (0.35 \times P_{ON} + 0.65 \times P_{SLEEP})$$

$E_{TEC}$  : 年間消費電力量 (単位 : kWh)

$P_{ON}$  : オンモード消費電力 (単位 : W)

$P_{SLEEP}$  : スリープモード消費電力 (単位 : W)

4 コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

#### ア. 最大年間消費電力量

$$\text{最大年間消費電力量 (kWh)} = (E_{TEC\_MAX} + E_{EP} + E_{ABC} + E_N + E_T + E_C + E_{HDR} + E_{USB}) \times eff_{AC\_DC}$$

$E_{TEC\_MAX}$  : 表 1 により算定された最大消費電力量基準 (単位 : kWh)

$E_{EP}$  : 下記イにより算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値 (単位 : kWh)

$E_{ABC}$  : 下記ウにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値 (単位 : kWh)

$E_N$  : 完全なネットワーク接続性に適用される許容値  $E_N = 2.9$  (kWh)

$E_T$  : 下記エにより算定されたタッチ機能に適用される許容値 (単位 : kWh)

$E_C$  : 下記オにより算定された曲面ディスプレイに適用される許容値 (単位 : kWh)

$E_{HDR}$  : 表 2 により算定された HDR ディスプレイに適用される許容値 (単位 : kWh)

$E_{USB}$  : USB Type-C を有するディスプレイに適用される許容値  $E_{USB} = 2.75$  (kWh)

$eff_{AC\_DC}$  : ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、交流給電ディスプレイは 1.0、標準直流ディスプレイは 0.85

#### イ. 性能強化ディスプレイ許容値

次の全ての要件を満たすコンピュータモニタについては、次式により算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

- ・画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面においては少なくとも 85° から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも 83° から直角の水平視野角度において、最低 60 対 1 のコントラスト比であること
- ・基本解像度は 2.3 メガピクセル以上であること
- ・色域は CIE LUV の 32.9% 以上であること

$$E_{EP} = ((1.70 \times (G/100\%) - 0.52) \times E_{TEC\_MAX})$$

$G$  : 色域であり CIE LUV を百分率で表したもの

$E_{TEC\_MAX}$  : 最大消費電力量基準 (単位 : kWh)

#### ウ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率  $R_{ABC}$  を算定し、 $R_{ABC}$  が 20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値  $E_{ABC}$  を適用する。オンモード電力低減率  $R_{ABC}$  及び自動明るさ調節許容値  $E_{ABC}$  の算定方法は、次式による。

$$R_{ABC} = 100 \times ((P_{300} - P_{12}) / P_{300})$$

$P_{300}$  : 300lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力 (単位 : W)

$P_{12}$  : 12lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力 (単位 : W)

$$E_{ABC} (\text{kWh}) = 0.05 \times E_{TEC\_MAX}$$

$E_{TEC\_MAX}$  : 最大消費電力量基準 (単位 : kWh)

#### 工. タッチ機能許容値

$$E_T (\text{kWh}) = 0.17 \times E_{TEC\_MAX}$$

$E_{TEC\_MAX}$  : 最大消費電力量基準 (単位 : kWh)

#### オ. 曲面ディスプレイ許容値

$$E_C (\text{kWh}) = 0.15 \times E_{TEC\_MAX}$$

$E_{TEC\_MAX}$  : 最大消費電力量基準 (単位 : kWh)

### 5 サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

$$P_{ON\_MAX} = (4.0 \times 10^{-5} \times L \times A) + 120 \times \tanh(0.0005 \times (A - 140.0) + 0.03) + 20$$

$P_{ON\_MAX}$  : 最大オンモード消費電力 (単位 : W)

A : 可視画面面積 (単位 : 平方インチ)

L : 最大測定輝度 (単位 : cd/m<sup>2</sup>)

### 6 サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力の要件及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

#### ア. オンモード消費電力の要件

$$\text{オンモード消費電力 (W)} \leq P_{ON\_MAX} + P_{ABC} + P_{Module}$$

$P_{ON\_MAX}$  : 最大オンモード消費電力 (単位 : W)

$P_{ABC}$  : 下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値 (単位 : W)

$P_{Module}$  : 組み込み又はプラグインモジュールを有するディスプレイに適用される許容値

$$P_{Module} = 2.5 (\text{W})$$

#### イ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考4ウによりオンモード電力低減率  $R_{ABC}$  を算定し、 $R_{ABC}$  が 20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値  $P_{ABC}$  を適用する。自動明るさ調節許容値  $P_{ABC}$  の算定方法は、次式による。

$$P_{ABC} (\text{W}) = 0.05 \times P_{ON\_MAX}$$

$P_{ON\_MAX}$  : 最大オンモード消費電力 (単位 : W)

### 7 サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。

$$\text{スリープモード消費電力基準} = P_{SLEEP\_MAX} + P_N + P_{OS} + P_T$$

$P_{SLEEP\_MAX}$  : 最大スリープモード消費電力 (単位 : W)

$P_N$  : 完全なネットワーク接続性に適用される許容値 (単位 : W)

$P_{OS}$  : 占有センサーに適用される許容値 (単位 : W)

$P_T$  : タッチ機能に適用される許容値 (単位 : W)

表 画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ(インチ)	$P_{SLEEP\_MAX}$ (W)	$P_N$ (W)	$P_{OS}$ (W)	$P_T$ (W)
画面サイズ≤30	0.5	3.0	0.3	0.0
画面サイズ>30				1.5

- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 判断の基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 11 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 12 消費電力等の測定方法については、「国際エネルギーestarプログラム制度運用細則（令和3年4月施行）別表第2-2（令和3年4月発効）」による。

表1 コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積（平方インチ）	最大消費電力量基準（kWh）
A<190	(4.00×r) + (0.172×A) + 1.50
190≤A<210	(4.00×r) + (0.020×A) + 30.40
210≤A<315	(4.00×r) + (0.091×A) + 15.40
A≥315	(4.00×r) + (0.182×A) - 13.20

備考) rは画面解像度（メガピクセル）を、Aは可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

表2 コンピュータモニタに係るHDRディスプレイの消費電力量の許容値

VESA Display HDR 適合	許容値（kWh）
HDR600	0.05 × E <sub>TEC_MAX</sub>
HDR1000	0.10 × E <sub>TEC_MAX</sub>

備考) 1 HDRディスプレイの消費電力量の許容値はDisplay HDR600又は1000を満たすモデルに適用される。

2 E<sub>TEC\_MAX</sub>は最大消費電力量基準（kWh）を表す。

## (2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 6－4 記録用メディア

### (1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	<b>【判断の基準】</b> ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手續が適切になされたものであること。 ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
	<b>【配慮事項】</b> ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 5 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月18日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用することとする。

### (2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

## 7. オフィス機器等

### 7-1 シュレッダー

#### (1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①待機時消費電力が1.5W以下であること。</p> <p>②低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p>②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

- ①裁断モーターの出力が500W以上のもの
- ②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。
- 4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。
- 6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附録Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附録Bに準ずるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 7-2 デジタル印刷機

### (1) 品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。</li><li>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</li><li>③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</li></ul> <p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</li><li>②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</li><li>③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</li><li>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</li><li>⑤低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。</li><li>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li><li>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</li></ul>
---------	--

- 備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自动印刷機をいう。
- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A3 対応機		B4 対応機, A4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A : 機械立ち上げ時の 1 時間ににおける消費電力量 (Wh)

- 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- 電源投入後速度変更はしない。

B : 通常時の 1 時間ににおける消費電力量 (Wh)

- A の測定終了後 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

#### A、B の測定条件

- ① 1 版当たりの印刷枚数 200 枚／版
- ② 1 時間の製版枚数 2 版／時
- ③ 1 時間の印刷枚数 400 枚／時
- ④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
- ⑤ テストチャート A4、画像面積比率 4~7%
- ⑥ 標準印刷用紙 64g/m<sup>2</sup>の上質紙
- ⑦ 測定時の環境条件 温度：21±3°C／湿度：65±10%  
測定前に 12 時間以上放置
- ⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
- ⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

- ⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

(2) 目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 7-3 掛時計

### (1) 品目及び判断の基準等

掛時計	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。</p> <p>②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。</p> <p>③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛け型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
- 2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。
- 3 判断の基準③における一次電池の電池寿命の求め方は JIS B 7026 による。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

### (2) 目標の立て方

当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

## 7-4 電子式卓上計算機

### (1) 品目及び判断の基準等

電子式卓上計算機	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。</p> <p>②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

### (2) 目標の立て方

当該年度の電子式卓上計算機の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

## 7-5 電池

### (1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。</p> <p>②小形充電式電池（二次電池）であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「最小平均持続時間」は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間	
		放電負荷	1日当たりの放電時間	終止電圧	初度	12か月貯蔵後
単形	携帯電灯	2.2Ω	注1	0.9V	750分	675分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1時間	0.8V	16時間	14時間
	ポータブルステレオ	600mA	2時間	0.9V	11時間	9.9時間
単形	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	14時間	12時間
	携帯電灯	3.9Ω	注1	0.9V	790分	710分
	ポータブルステレオ	400mA	2時間	0.9V	8時間	7.2時間
単形	デジタルカメラ	1,500mW 650mW	注2	1.05V	40回	36回
	携帯電灯(LED)	3.9Ω	注3	0.9V	230分	205分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1時間	0.8V	5時間	4.5時間
	玩具(モーターなし)	250mA	1時間	0.9V	5時間	4.5時間
	CDプレーヤ・電子ゲーム	100mA	1時間	0.9V	15時間	13時間
	ラジオ・時計・リモコン	50mA	注4	1.0V	30時間	27時間
単形	携帯電灯	5.1Ω	注3	0.9V	130分	115分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1時間	0.8V	120分	105分
	デジタルオーディオ	50mA	注5	0.9V	12時間	10時間
	リモコン	24Ω	注6	1.0V	14.5時間	13.0時間

注1：4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2：5分放電(1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電)・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注3：4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4：1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注5：1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注6：15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

(2) 目標の立て方

当該年度の電池（単1形から単4形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

## 8. 移動電話等

### (1) 品目及び判断の基準等

携帯電話 P H S	<b>【判断の基準】</b>
	<p>①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>③使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。</p> <p>⑤バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。</p> <p>⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑦製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>
スマートフォン	<b>【配慮事項】</b>
<p>①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。</p> <p>②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。</p> <p>③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。</p> <p>④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑤筐体又は部品（充電器を含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	

	<p>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑧製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p>
--	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 2 本項の判断の基準の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用 PHS 基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 3 本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。
- 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。
- 5 判断の基準②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。
- 6 判断の基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。
- マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。
- エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。
- オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。
- 7 判断の基準⑤の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンにあっては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後3年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

10 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。

11 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

12 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

13 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

14 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。

15 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。
- イ. マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。
- エ. 移動電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

表 移動電話等に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化（小型化、軽量化）	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。 複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。 異種材料の分離が容易な構造であること。 リサイクルのための分離・分解が容易であること。
		リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。 製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。
	分別の容易性	

## (2) 目標の立て方

当該年度の携帯電話、PHS及びスマートフォンの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 9. 家電製品

### 9-1 電気冷蔵庫等

#### (1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。</p> <p>ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。</p> <p>イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。</p> <p>②電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。</p> <p>ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。</p> <p>イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。</p> <p>③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>
-------	---

備考) 1 次の①から④のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①業務の用に供するために製造されたもの
- ②熱電素子を使用するもの
- ③吸収式のもの
- ④ワイン貯蔵が主な用途であるもの

また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。

2 「フロン類」とは、フロン類の使用的合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。

3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含

有表示方法) の附属書 A の表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値) に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。ただし、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分			基準エネルギー消費効率 の算定式
種別	冷却方式	定格内容積	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	—	$E_1 = 0.735 \times V_1 + 122$
	冷気強制循環法式のもの	375 リットル以下	$E_1 = 0.199 \times V_1 + 265$
		375 リットル超	$E_1 = 0.281 \times V_1 + 112$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	—	$E_2 = 0.589 \times V_2 + 74$
	冷気強制循環法式のもの	—	$E_2 = 1.328 \times V_2 + 80$

備考) 1  $E_1$ 、 $V_1$  及び  $E_2$ 、 $V_2$  は、次の数値を表すものとする。

$E_1$  : 基準エネルギー消費効率 (単位 : kWh/年)

$V_1$  : 調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値) (単位 : L)

$$V_1 = \sum (K_{ci} \times V_i) \quad (i=1, \dots, n)$$

$K_{ci}$  : 調整内容積係数 (次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

$V_i$  : 定格内容積 (次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値) (単位 : L)

$n$  : 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 ( $K_{ci}$ )
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

$E_2$  : 基準エネルギー消費効率 (単位 : kWh/年)

$V_2$  : 調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値) (単位 : L)

$$V_2 = \sum (K_{ci} \times V_i) \quad (i=1, \dots, n)$$

$K_{ci}$  : 調整内容積係数 (次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

$V_i$  : 定格内容積 (次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値) (単位 : L)

$n$  : 電気冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 (Kc <i>i</i> )
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成28年経済産業省告示第38号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成28年経済産業省告示第39号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 9-2 テレビジョン受信機

### (1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあっては、基準エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。</p> <p>ア. 2K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>イ. 2K以上4K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率の数値。</p> <p>ウ. 4K以上の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に141/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>②有機ELパネルを有するテレビジョン受信機（以下「有機ELテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に118/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を上回らないこと。</p> <p>③リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
-----------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ①産業用のもの
- ②ブラウン管方式のもの
- ③テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの
- ④映像を表示する装置であって直視型でないもの
- ⑤プラズマディスプレイ方式のもの
- ⑥受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの
- ⑦ワイヤレス方式のもの
- ⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
- ⑨垂直方向の画素数が4,320かつ水平方向の画素数が7,680のもの（以下「8K」という。）

2 「2K」とは、垂直方向の画素数が1,080かつ水平方向の画素数が1,920のものをいう。  
以下同じ。

- 3 「4K」とは、垂直方向の画素数が2,160かつ水平方向の画素数が3,840のものをいう。以下同じ。
- 4 判断の基準③については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。
- 5 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 6 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 7 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 8 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040）等に準拠したものとする。
- 9 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 10 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分		基準エネルギー消費効率の算定式
パネル種類	画素数	
液晶	2K未満	$E=0.00407 \times A + 30.08$
	2K以上4K未満	$E=0.00605 \times A + 56.13$
	4K以上	$E=0.00728 \times A + 62.99$
有機EL	—	$E=0.02136 \times A - 16.40$ ( $A < 4,258$ の場合 75.0)

備考) 1 E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

A：画面面積（単位：平方センチメートル）

- 2 表2に掲げる付加機能を有するものについては、エネルギー消費効率から表2の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。
- 3 エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成22年経済産業省告示第24号）の「2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

表2 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る付加機能に対する想定消費電力量

付 加 機 能	想定消費電力量 (kWh/年)
2K チューナーを2つ以上内蔵	2.8
4K チューナーを2つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵 (HDD3.5インチ)	11.0
録画装置内蔵 (HDD2.5インチ)	4.8
録画装置内蔵 (SSD)	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵 (4K以上に対応)	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又はDVDレコーダー内蔵 (4K未満に対応)	16.7
動画倍速表示 (4K以上に対応)	18.3
動画倍速表示 (4K未満に対応)	17.0

備考) 「動画倍速表示」とは、1秒間に120コマ以上の静止画を表示するものをいう。

## (2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 9－3 電気便座

### (1) 品目及び判断の基準等

電気便座	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ②温水洗浄装置のみのもの
- ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
- ④専ら鉄道車両等において用いるためのもの
- ⑤幼児用大便器において用いるためのもの
- ⑥暖房用の便座のみを有するもの

2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040）等に準拠したものとする。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区分	基準エネルギー消費効率
温水洗净便座（洗净機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）
	瞬間式（貯湯タンク無し）

備考) 1 「温水洗净便座」とは、暖房用の便座に温水洗净装置を組み込んだものをいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成19年経済産業省告示第288号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 9－4 電子レンジ

### (1) 品目及び判断の基準等

電子レンジ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</li><li>②待機時消費電力が0.05W未満であること。</li><li>③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報をウェブサイト等で容易に確認できること。</li></ul> <p><b>【配慮事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</li><li>②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</li><li>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li><li>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</li></ul>
-------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

- ①ガスオーブンを有するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③定格入力電圧が200ボルト専用のもの
- ④庫内高さが135ミリメートル未満のもの
- ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950に準ずるものとする。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
機能	加熱方式	庫内容積	
オープン機能を有するもの以外（単機能レンジ）			60.1
オープン機能を有するもの（オープンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L未満のもの	73.4
		30L以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L未満のもの	70.4
		30L以上のもの	79.6
熱風循環加熱方式のもの			73.5

- 備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく電気機械機具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。
- 2 エネルギー消費効率の算定法については、「電気レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成18年経済産業省告示第63号）の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度の電子レンジの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 10. エアコンディショナー等

### 10-1 エアコンディショナー

#### (1) 品目及び判断の基準等

家庭用エアコンディショナー	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①家庭用エアコンディショナーにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。</p> <p>②業務用エアコンディショナーにあっては、基準値1はアの要件を、基準値2はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすことで基準値1の要件とする。</p> <p>ア. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。</p> <p>イ. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p>
業務用エアコンディショナー	<p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。</p> <p>④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kW（マルチタイプのものは50.4kW）を超えるもの
- ②冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの
- ③水冷式のもの
- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
- ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
- ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

- ⑧スポットエアコンディショナー
  - ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
  - ⑩高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
  - ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものも含む。)を有する構造のもの
  - ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
  - ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
  - ⑭分離熱源型のマルチタイプのもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
- 3 「ビル用マルチエアコンディショナー」とは、分離型であってマルチタイプのもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるものをいう。
- 4 判断の基準③については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号）第3条に規定する家庭用エアコンディショナー及び店舗・事務所用エアコンディショナーのうち、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」（平成27年経済産業省告示第50号）により目標値及び目標年度が定められる製品（中央方式エアコンディショナーのうち遠心式の圧縮機を用いるものを除く。）に適用するものとする。なお、業務用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナーの基準値2の場合は、本項の判断の基準を適用しない。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950に準ずるものとする。
- 8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 9 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
ユニットの形態	冷房能力	仕様	
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	6.6
		寒冷地仕様のもの	6.2
	2.8kW 超 28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	$E=6.84 - 0.210 \times (A-2.8)$ ただし、E=6.6 を上限、 E=5.3 を下限とする。
		寒冷地仕様のもの	$E=6.44 - 0.210 \times (A-2.8)$ ただし、E=6.2 を上限、 E=4.9 を下限とする。
直吹き形で壁掛け形以外の もの（マルチタイプのもの のうち室内機の運転を個別 制御するものを除く。）	3.2kW 以下	—	5.4
	3.2kW 超 4.0kW 以下	—	5.0
	4.0kW 超 28.0kW 以下	—	4.5
マルチタイプのものであつ て室内機の運転を個別制御 するもの	4.0kW 以下	—	5.6
	4.0kW 超 7.1kW 以下	—	5.6
	7.1kW 超 28.0kW 以下	—	5.5

備考) 1 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に  
係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）」別表第10に規定する地域の区分のうち、  
1、2、3又は4の地域をいう。

2 「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様をすべて満たすものをいう。

①積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。

②JIS B 8615-1:2013 暖房極低温（-7°C）で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。

③JIS C 9612:2011 解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温度（-15°C以下）で  
JIS B 8615-1:2013 6.3.5 の運転性能要求事項を満たすもの。

3 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A : 冷房能力（単位：kW）

4 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能  
の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成21年経済産業省  
告示第213号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。

表2 業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区分		基準エネルギー消費効率 又は算定式	
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの 及び下記以外のもの	四方向カセット形	3. 6kW 未満	E=6. 0
		3. 6kW 以上 10. 0kW 未満	E=6. 0-0. 083 × (A-3. 6)
		10. 0kW 以上 20. 0kW 未満	E=6. 0-0. 12 × (A-10)
		20. 0kW 以上 28. 0kW 以下	E=5. 1-0. 060 × (A-20)
	四方向カセット形 以外	3. 6kW 未満	E=5. 1
		3. 6kW 以上 10. 0kW 未満	E=5. 1-0. 083 × (A-3. 6)
		10. 0kW 以上 20. 0kW 未満	E=5. 1-0. 10 × (A-10)
		20. 0kW 以上 28. 0kW 以下	E=4. 3-0. 050 × (A-20)
マルチタイプのもの で室内機の運転を個別制御するもの		10. 0kW 未満	E=5. 7
		10. 0kW 以上 20. 0kW 未満	E=5. 7-0. 11 × (A-10)
		20. 0kW 以上 40. 0kW 未満	E=5. 7-0. 065 × (A-20)
		40. 0kW 以上 50. 4kW 以下	E=4. 8-0. 040 × (A-40)
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20. 0kW 未満	E=4. 9
		20. 0kW 以上 28. 0kW 以下	E=4. 9
	ダクト形	20. 0kW 未満	E=4. 7
		20. 0kW 以上 28. 0kW 以下	E=4. 7

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : 通年エネルギー消費効率)

A : 冷房能力 (単位 : kW)

3 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成21年経済産業省告示第213号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

## (2) 目標の立て方

家庭用エアコンディショナーにあっては、当該年度の家庭用エアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

業務用エアコンディショナーにあっては、当該年度の業務用エアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 10-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

### (1) 品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①期間成績係数が1.07以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
---------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
- 2 期間成績係数については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。
- 3 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 4 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 5 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

### (2) 目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 10-3 ストーブ

### (1) 品目及び判断の基準等

ストーブ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①開放式のもの
- ②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
- ③半密閉式ガスストーブ
- ④最大の燃料消費量が4.0L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ
- ⑤最大の燃料消費量が2.75L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、「ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成18年経済産業省告示第55号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5L/h以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5L/hを超えるもの	$E = -3.0 \times L + 71.5$

備考) E及びLは、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：%）

L：最大燃料消費量（単位：L/h）

## (2) 目標の立て方

当該年度のストーブの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 11. 温水器等

### 11-1 電気給湯器

#### (1) 品目及び判断の基準等

ヒートポンプ式 電気給湯器	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、年間加熱効率が3.20以上であること。</p> <p>③冷媒にフロン類が使用されていないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
------------------	--

- 備考) 1 暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。
- 2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の年間加熱効率の算出方法は、JRA 4060 : 2018 に準ずるものとし、次式による。

$$\text{年間加熱効率} = \text{年間加熱量} / \text{年間消費電力量}$$

年間加熱量：各期（夏期、中間期、冬期、着霜期）の1日当たりの加熱量に対象日数を乗じた値の年間合計

年間消費電力量：各期（夏期、中間期、冬期、着霜期）の1日当たりの消費電力量に対象日数を乗じた値の年間合計

- 3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 6 判断の基準③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

表 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	基準エネルギー消費効率
標準 (4人世帯)	240リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.4
			無	一缶	3.0
				多缶	2.6
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.6
				多缶	2.3
	240リットル以上 320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
	320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	3.3
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.7
				多缶	2.3
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
	550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	有	一缶	2.9
				多缶	2.5
			無	一缶	2.9
				多缶	2.5
		寒冷地仕様	有	一缶	2.4
				多缶	2.1
			無	一缶	2.5
				多缶	2.2
少人数 (2人世帯)	—	寒冷地仕様以外のもの	有	—	2.4
			無		2.8
		寒冷地仕様	有	—	2.0
			無		2.4

備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。

2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。

3 「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能をいう。

4 エネルギー消費効率の算定法については、「電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 25 年経済産業省告示第 38 号) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のヒートポンプ式電気給湯器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 11-2 ガス温水機器

### (1) 品目及び判断の基準等

ガス温水機器	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①潜熱回収型ガス温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90以上であること。</p> <p>②潜熱回収型ガス温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

- ①貯蔵式湯沸器
  - ②業務の用に供するために製造されたもの
  - ③ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
  - ④浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
  - ⑤給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区分				基準エネルギー消費効率
ガス温水機器の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
		強制循環式		77.0
ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	78.0
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	77.0
			屋外式	78.9
	強制通気式	自然循環式		76.1
		強制循環式	屋外式以外のもの	78.8
			屋外式	80.4
ガス暖房機器（給湯付のもの以外）				83.4
ガス暖房機器（給湯付のもの）				83.0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 18 年経済産業省告示第 57 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度のガス温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

### 11-3 石油温水機器

#### (1) 品目及び判断の基準等

石油温水機器	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①潜熱回収型石油温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90以上であること。</p> <p>②潜熱回収型石油温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

- ①ポット式バーナー付きふろがま
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③薪材を燃焼させる構造を有するもの
- ④ゲージ圧力 0.1MPa を超える温水ボイラー

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
用途	加熱形態	給排気方式 又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	79.4
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オンーオフ制御	87.0
		オンーオフ制御以外のもの	82.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

- 備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
- 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
- 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（JIS S 3031 に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が 200 秒以内のものをいう。
- 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
- 6 「オンーオフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものを使う。
- 7 エネルギー消費効率の算定法については、「石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 18 年経済産業省告示第 58 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度の石油温水機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 11-4 ガス調理機器

### (1) 品目及び判断の基準等

ガス調理機器	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>②グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>③オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

- ①業務の用に供するために製造されたもの
- ②ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
- ③ガスグリル
- ④ガスクッキングテーブル
- ⑤ガス炊飯器
- ⑥カセットこんろ

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
キャビネット形又は据置形			49.7
ガスレンジ			48.4

- 備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
- 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成18年経済産業省告示第56号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (1)」による。

表2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		グリル部 基準エネルギー消費効率の算定式
燃焼方式	調理方式	
片面焼き	水あり	E=25.1Vg+123
	水なし	E=25.1Vg+16.4
両面焼き	水あり	E=12.5Vg+172
	水なし	E=12.5Vg+101

備考) 1 E 及び Vg は、次の数値を表すものとする。

E : グリル部基準エネルギー消費効率 (単位 : Wh)

Vg : 庫内容積 (単位 : L)

- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成18年経済産業省告示第56号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表3 ガス調理機器のオーブン部（ガスオーブンを含む。）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オーブン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	$E=18.6V_0+306$
組込形	$E=18.6V_0+83.3$

備考) 1 E 及び  $V_0$  は、次の数値を表すものとする。

E : オーブン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

$V_0$  : 庫内容積（単位：L）

- 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
- 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
- 4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
- 5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- 6 オーブン部のエネルギー消費効率の算定法については、「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成18年経済産業省告示第56号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

## (2) 目標の立て方

当該年度のガス調理機器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 12. 照明

### 12-1 照明器具

#### (1) 品目及び判断の基準等

LED 照明器具	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 基準値1は、固有エネルギー消費効率が表1-1に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>イ. 基準値2は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たすこと。</p> <p>ウ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>③ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</p> <p>④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>⑤使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
LED を光源とした内照式表示灯	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①定格寿命は30,000時間以上であること。</p> <p>②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされ</p>

	<p>ていること。</p> <p>②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成 11 年消防庁告示第 2 号) に定める誘導灯又は建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) 第 126 の 5 に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED 照明器具には含まれないものとする。

- 2 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
- 3 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法) 及び JIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法—第 2 部: LED モジュール及び LED ライトエンジン) に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 4 本項の LED 照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。
- 5 本項の LED 照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 11,000lm 以上のものをいう。
- 6 本項の LED 照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。
- 7 本項の LED 照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
- 8 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法—第 3 部: 光束維持率の測定方法) に準ずるものとする。
- 9 LED 照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011(照明器具—第 5 部: 配光測定方法) に準ずるものとする。
- 10 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 11 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法) の附属書 A の表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値) に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 12 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度

に対する比を示す数値をいう。

13 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040）等に準拠したものとする。

14 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

15 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

16 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成 11 年消防庁告示第 2 号）に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。

17 本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50% まで減衰するまでの時間とする。

18 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

19 調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。

20 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 1-1 LED 照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値 1（投光器及び防犯灯を除く。）

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	
昼白色	144lm/W以上
白色	
温白色	102lm/W以上
電球色	

備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする（表 1-2 及び表 2 において同じ。）。

2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器具」に含まれないものとする。

3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 114lm/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 96lm/W 以上とする。

4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 156lm/W 以上とする。

表1－2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値2（投光器及び防犯灯を除く。）

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	120lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	85lm/W以上
電球色	

備考) 1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。

2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/W以上とする。

表2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上
昼白色		
白色		
温白色	90lm/W以上	対象外
電球色		

## (2) 目標の立て方

当該年度の投光器及び防犯灯を除くLED照明器具の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

投光器及び防犯灯にあっては、調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

LEDを光源とした内照式表示灯にあっては、調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 12-2 ランプ

### (1) 品目及び判断の基準等

電球形LEDランプ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 口金の種類が E26、E17 又は GX53 の場合は、表 1 に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表 2 に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が 50lm/W 以上であること。</p> <p>ウ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。</p> <p>エ. 定格寿命は 40,000 時間以上であること。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、30,000 時間以上であること。</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形 LED ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプであって、一般照明として使用する白色 LED 使用の電球形状のランプとする。ただし、振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等は除く。
- 2 「口金の種類が E26、E17 又は GX53」とは、JIS C 8158(一般照明用電球形 LED ランプ(電源電圧 50V 超))に規定する口金の種類を表す記号が「E26、E17 又は GX53」であるものをいう。
- 3 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 4 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
- 5 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「電球形 LED ランプ」に含まれないものとする。
- 6 「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法—第3部：光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。
- 7 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 150「電球形 LED ランプ Version1」に係る認定基準をいう。
- 8 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

9 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040）等に準拠したものとする。

10 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。

11 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表1 E26、E17又はGX53口金の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	
昼白色	110.0lm/W以上
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

備考) 次のいずれかに該当する場合は、表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

- ①電源電圧 50V 以下のもの
- ②平均演色評価数 Ra が 90 以上のもの
- ③調光器対応機能付きのもの

表2 E26、E17又はGX53口金以外の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	
昼白色	80lm/W以上
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

備考) 調光・調色対応の電球形 LED ランプについては、表2の光源色別の区分のランプ効率の基準から 5lm/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

## (2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

## 13. 自動車等

### 13-1 自動車

#### (1) 品目及び判断の基準等

乗用車	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①乗用車にあっては、電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考12に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。</p> <p>②小型バスにあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。</p> <p>ア. 電動車等であること。</p> <p>イ. 次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>③小型貨物車にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。</p> <p>ア. 電動車等であること。</p> <p>イ. 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表4-1、表4-2及び表4-3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>④バス等にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p> <p>ア. 電動車等であること。</p> <p>イ. 次世代自動車であること又は表5に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>⑤トラック等にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p> <p>ア. 電動車等であること。</p> <p>イ. 次世代自動車であること又は表6に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>⑥トラクタにあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p> <p>ア. 電動車等であること。</p> <p>イ. 次世代自動車であること又は表7に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>
-----	--

#### 【配慮事項】

- ①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③再生材が可能な限り使用されていること。
- ④バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
- ⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

- 2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。
- 4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- 5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- 6 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- 7 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。
- 8 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。
- 9 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。
- 10 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。
- 11 「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。
- 12 乗用車に係る燃費基準値（WLTCモード燃費値）の算定方法は、次式による。
- $$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$
- $$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$
- FE : 燃費基準値 (km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)
- M : 車両重量 (kg)
- $\alpha$  : 燃費基準達成率であって0.6
- $\beta$  : 燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74
- 13 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 15 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
- 16 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 17 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 18 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- 19 ガソリンを燃料とする自動車にあっては、バイオエタノール混合ガソリン(E3、E10及びETBE)の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 20 軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油(B5)の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下） 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超） 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

- 備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。
- 2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
- 3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
- 4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。
- 5 排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が741kg以上856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が856kg以上971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

表3 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4-1 ガソリン小型貨物車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区分		自動車の構造	燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式		
軽貨物車	手動式	741kg未満	24.4km/L以上
		741kg以上	21.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満	21.9km/L以上
		741kg以上 856kg未満	20.6km/L以上
		856kg以上	19.8km/L以上
	手動式	741kg未満	19.1km/L以上
		741kg以上 856kg未満	18.9km/L以上
		856kg以上 971kg未満	18.1km/L以上
		971kg以上	17.2km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満	17.2km/L以上
		741kg以上 856kg未満	16.8km/L以上
		856kg以上 971kg未満	16.2km/L以上
		971kg以上	15.4km/L以上
軽量貨物車	手動式	1,081kg未満	21.3km/L以上
		1,081kg以上	19.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満	20.0km/L以上
		1,081kg以上 1,196kg未満	18.2km/L以上
		1,196kg以上	16.9km/L以上
中量貨物車	手動式		14.9km/L以上
		手動式以外のもの	14.0km/L以上
			13.3km/L以上
	手動式	1,311kg未満	構造B1 12.5km/L以上
			構造B2 11.8km/L以上
		1,311kg以上 1,421kg未満	構造B1 11.1km/L以上
			構造B2 10.7km/L以上
		1,421kg以上 1,531kg未満	構造B1 10.8km/L以上
			構造B2 10.4km/L以上
		1,531kg以上 1,651kg未満	構造B1 10.5km/L以上
			構造B2 10.2km/L以上
		1,651kg以上 1,761kg未満	構造B1 10.3km/L以上
			構造B2 9.8km/L以上

手動式以外のもの	1, 761kg以上	構造B1	10. 2km/L以上
		構造B2	9. 3km/L以上
	1, 311kg未満	構造B1	11. 4km/L以上
		構造B2	11. 0km/L以上
	1, 311kg以上1, 421kg未満	構造B1	10. 3km/L以上
		構造B2	10. 2km/L以上
	1, 421kg以上1, 531kg未満	構造B1	10. 1km/L以上
		構造B2	9. 3km/L以上
	1, 531kg以上1, 651kg未満	構造B1	9. 9km/L以上
		構造B2	9. 0km/L以上
	1, 651kg以上	構造B2	8. 3km/L以上
	1, 651kg以上1, 761kg未満	構造B1	9. 6km/L以上
	1, 761kg以上1, 871kg未満		9. 2km/L以上
	1, 871kg以上		8. 9km/L以上

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

- ア 最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。
  - イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
  - ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下同じ。
- 3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考 1 イに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。
- 4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。以下同じ。

表 4-2 ディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード又は WLTC モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	26. 8km/L以上
		741kg以上		23. 4km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		24. 1km/L以上
		741kg以上 856kg未満		22. 6km/L以上
		856kg以上		21. 8km/L以上
	手 動 式	741kg未満		21. 0km/L以上
		741kg以上 856kg未満		20. 8km/L以上
		856kg以上 971kg未満		19. 9km/L以上
		971kg以上		18. 9km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満	構造B	18. 9km/L以上
		741kg以上 856kg未満		18. 5km/L以上
		856kg以上 971kg未満		17. 8km/L以上
		971kg以上		17. 0km/L以上
軽量貨物車	手 動 式	1, 081kg未満		23. 4km/L以上
		1, 081kg以上		21. 6km/L以上

手動式以外のもの	1, 081kg未満		22. 0km/L以上
	1, 081kg以上1, 196kg未満		20. 0km/L以上
	1, 196kg以上		18. 6km/L以上
手 動 式	1, 421kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	15. 2km/L以上 15. 0km/L以上
	1, 421kg以上1, 531kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	14. 8km/L以上 13. 5km/L以上
	1, 531kg以上1, 651kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	14. 5km/L以上 13. 2km/L以上
	1, 651kg以上1, 761kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	14. 3km/L以上 13. 0km/L以上
	1, 761kg以上1, 871kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	14. 0km/L以上 12. 6km/L以上
	1, 871kg以上1, 991kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	13. 4km/L以上 11. 9km/L以上
	1, 991kg以上2, 101kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	12. 9km/L以上 11. 8km/L以上
	2, 101kg以上	構造A又は構造B1 構造B2	12. 3km/L以上 11. 7km/L以上
手動式以外のもの	1, 421kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	13. 8km/L以上 13. 1km/L以上
	1, 421kg以上1, 531kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	13. 4km/L以上 12. 4km/L以上
	1, 531kg以上1, 651kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	12. 1km/L以上 11. 4km/L以上
	1, 651kg以上1, 761kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	11. 9km/L以上 11. 1km/L以上
	1, 761kg以上1, 871kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	11. 6km/L以上 10. 2km/L以上
	1, 871kg以上1, 991kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	11. 3km/L以上 10. 0km/L以上
	1, 991kg以上2, 101kg未満	構造A又は構造B1 構造B2	10. 8km/L以上 9. 5km/L以上
	2, 101kg以上	構造A又は構造B1 構造B2	9. 9km/L以上 9. 2km/L以上

表4-3 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
		構造B	13.3km/L以上	
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
	手動式以外のもの	構造B	13.1km/L以上	
		828kg以上		12.1km/L以上
		703kg未満	構造A	14.8km/L以上
		構造B	12.7km/L以上	
軽量貨物車	手動式	703kg以上 828kg未満	構造A	12.9km/L以上
		構造B	12.1km/L以上	
	手動式以外のもの	828kg以上		11.7km/L以上
		703kg未満	構造A	14.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手動式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
		1,016kg未満		11.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg以上		10.8km/L以上
		1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
		構造B	9.6km/L以上	
		1,266kg以上 1,516kg未満		8.4km/L以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		7.3km/L以上
		1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
		構造B	8.8km/L以上	
		1,266kg以上		8.1km/L以上

表5 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係るJH15モード（重量車モード）燃費基準

区分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	7.32km/L以上	9.49km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		6.85km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下	6.62km/L以上	6.69km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	6.06km/L以上	5.99km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.40km/L以上	5.47km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4.44km/L以上	4.26km/L以上
車両総重量が 16t超		3.75km/L以上

備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2 「一般バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表6 トラック等（車両総重量3.5t超）に係るJH15モード（重量車モード）燃費基準

区分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が1.5t以下	11.37km/L以上
	最大積載量が1.5t超2t以下	10.87km/L以上
	最大積載量が2t超3t以下	9.99km/L以上
	最大積載量が3t超	8.53km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.60km/L以上
車両総重量が8t超10t以下		6.85km/L以上
車両総重量が10t超12t以下		6.30km/L以上
車両総重量が12t超14t以下		5.97km/L以上
車両総重量が14t超16t以下		5.22km/L以上
車両総重量が16t超20t以下		4.36km/L以上
車両総重量が20t超		4.24km/L以上

表7 トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係るJH15モード（重量車モード）燃費基準

区分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	3.24km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.11km/L以上

## (2) 目標の立て方

乗用車にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタにあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

## 13-2 タイヤ

### (1) 品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 基準値1は、転がり抵抗係数が7.7以下であること。 イ. 基準値2は、転がり抵抗係数が9.0以下であること。</p> <p>②スパイクタイヤでないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
---------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580による。
- 3 判断の基準①については、ISO 23671に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指數を算出し、100倍したウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。
- 4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成2年法律第55号)の趣旨を踏まえたものである。

### (2) 目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

### 13-3 エンジン油

#### (1) 品目及び判断の基準等

2サイクルエンジン油	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①生分解度が28日以内で60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC<sub>50</sub>値が100mg/L以上であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
------------	---

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン

- ・301B (CO<sub>2</sub> 発生試験)
- ・301C (修正 MITI (I) 試験)
- ・301F (Manometric Respirometry 試験)

※ASTM（アメリカ材料試験協会）

- ・D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)
- ・D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS

- ・K 0102 (工場排水試験方法)
- ・K 0420-71 シリーズ (10、20、30)  
(水質-淡水魚 [ゼブラフィッシュ (真骨類, コイ科)] に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部：止水法、第2部：半止水法、第3部：流水法)

※OECD（経済協力開発機構）

- ・203 (魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081 (水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法: サンプル準備及び結果解釈) の方法などを参考に調製された WAF (水適応性画分) や WSF (水溶解性画分) を試料として使ってもよい。この場合、96 時間 LL<sub>50</sub> 値が 100mg/L 以上であること。

#### (2) 目標の立て方

当該年度における調達総量 (リットル) に占める基準を満たす物品の数量 (リットル) の割合とする。